

2023年10月4日

こども家庭審議会 基本政策部会
部会長 秋田喜代美 様

日本教職員組合
中央執行委員長 瀧本 司

「今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針と重要事項等
～こども大綱の策定に向けて～（中間整理）」に対する意見書

日ごろより、教育の発展のためにご尽力されていることに深く敬意を表します。

さて、日本の子どもたちの実態は、子どもの幸福度ランキング（ユニセフ 20年）において「精神的な幸福度」が38か国中37位で、その要因として生活満足度の低さや「自殺率」の高さが指摘されています。また、いじめ・不登校は、共に過去最多になっています（文科省 22年）。一方、国連子どもの権利委員会から過去4回にわたり、入試制度等、日本の学校教育の「競争的システムの是正」を指摘されているにもかかわらず、是正されていません。

こうした中、2023年4月から子どもの権利条約の理念をもとにした、こども基本法が施行され、省庁を横断して子どもに関する課題を解決し「子どもの最善の利益」を実現するとともに、社会全体で子どもの育ちや学びを支えていくとりくみが動き出しました。来年、日本は子どもの権利条約批准から30年の節目を迎えます。しかし国連子どもの権利委員会から「子どもの人権を監視するための独立した機構を迅速に設置するための措置」として、子どもコミッショナーの設置が再三勧告されていますが、実現に至っていません。

今回策定されるこども大綱は、今後5年後のみならず10年、20年後の子ども政策、社会の在り方にも影響を与えるものだと考えられます。今こそ子どもの最善の利益が保障されるよう、子どもの権利条約の理念を最大限ふまえた大綱が策定され、その実現を後押しする、財政支出を伴った諸施策が必要です。

つきましては、子どもたちのゆたかな育ちと学びが保障される社会の実現にむけて、基本政策特別部会において、次の事項について検討いただけますようお願い申し上げます。

記

1. 子どもの権利条約の理念の実現を強調することが必要

不登校やいじめの認知件数、子どもの自死は過去最多を更新し続け、学校が子どもにとっての安心で安全な居場所になり切れていないと考えられます。「改訂生徒指導提要」に子どもの権利条約の理解が「こども・保護者・教職員にとって必須」と明記されていることに鑑み、本大綱制定を契機に子どもの最善の利益が保障されるよう、子どもの権利条約の理念を各所に盛り込むべきです。また、国連子どもの権利委員会から勧告されている「子どもコミッショナー」の設置についても言及するべきです。

(1) P.13 37行め

「こどもの権利に関する理解促進や人権教育を推進する」と書き込まれたことは評価できます。このことは、「学校教育のあらゆる場面を通じて」行われるべきであり、期学習指導要領に書き込むことが求められます。

(2) P26 31行め

不登校の解決策としての学びの多様化学校（不登校特例校）の設置に加えて、今ある学校の教育条件整備を中心とした対策を考えるべきです。また「ともに学ぶ」機会を損なわないようにするよう記載する必要があります。

(3) P38 28行め

「～必要な措置を適切に講ずる。」の後に、「その際、国連子どもの権利委員会が推奨し、わが国にも勧告している「子どもコミッショナー」設置について、積極的に検討する。」と追記する必要があります。

2. すべての子どもの人権の保障が必要

こども基本法第三条「全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること」とあるように、国連子どもの権利委員会が「差別の禁止」に位置付けるすべての子どもの最善の利益を保障する記載にするべきです。特に障害のある子どもの教育については国連障害者権利委員会からの総括所見をもとに、インクルーシブ教育への移行を明記する必要があります。

(1) P.6 5行め、18行め、26行め、35行め、P.8の23～24行め

外国につながる子どもたちも「こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり」「未来を切り拓くことができ」「差別されたりすることなく」「希望するキャリアを諦めることなく…活躍できる」よう、国連子どもの権利委員会や人種差別撤廃委員会から再三勧告されているように、国籍条項の撤廃や朝鮮学校への授業料無償化適用を実現すべきです。

(2) P.15 14～15行め

「在留外国人」を含め、外国につながる子どもの支援については、日本語指導等とともに、母語母文化指導を通じたアイデンティティの確立や周りの子どもたちが「共生社会の実現」を考える機会の保障が必要です。

(3) P17 30行め

障害児支援・医療的ケア児への支援に、「障害者の権利に関する条約の理念を踏まえ」とあるが、障害者権利委員会の総括所見をふまえ、「理念を踏まえ」を「総括所見を踏まえ」とするべきです。

(4) P24 19行め

「特別支援教育の充実」ではなく、国連障害者権利委員会の総括所見をふまえた内容にするべきです。

3. ジェンダー平等の視点とともに人権としての「包括的性教育」を盛り込むことが必要

子どもの最善の利益を保障する上でジェンダー平等の視点から政策を策定すべきです。性別に起因した様々な差別や偏見は社会的に作られたものであることを意識し、不要な男女分け、固定的性別役割分担の見直しが必要です。加えて現在行われている「生命(いのち)の安全教育」では不十分であるため、幼少期からの「包括的な性教育」を早急を実施し、次期学習指導要領に記載する必要があります。

(1) 「包括的な性教育」について「中間整理案」に散在している以下①～④の記述を新たに項立てしてまとめて記載する必要があります。

①P. 15 35～38行め、P.20. 34～38行め、P. 22 30～31行め

②P. 6 24～25行め、P. 8 23～24行め、P. 19 9～12行め

子どもを守るとしながら、未然防止の対策がそれ以降にも記載がない。犯罪が起こってからの対応ではなく、未然防止に注力することが重要です。被害発生時の子どもからの聴取については、安心して話せることが重要であり、一般的な代表者ではなく、専門家や子どもとつながりのある大人が行うべきです。

③P. 11 28～29行め

子どもたちに必要な性にかかわる知識は、ユネスコの「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」にもとづき、幼少期からの発達段階に応じたカリキュラムに即して科学的にすすめられることが適切であると考えられます。また、知る機会だけではなく、当事者として主体的に考える機会が必要であることから、「生命(いのち)の安全教育」ではなく「包括的な性教育」を直ちに実施する必要があります。また次期学習指導要領に「包括的な性教育」を盛り込むべきです。

④P. 25 25～30行め

性に関する正しい知識を得るために、医療関係者等の協力を得て、とあるが、子どもの実態に応じて適切に指導するためには年間計画に位置付け、相談支援の観点から学校と医療関係者が連携することを明記するべきです。

(2) P. 28 6行め

「全国どの地域に暮らす ～ 地方創生に向けた取り組みを促進する」の後に「その際、地域によってみられる男女間の高等教育進学率に差が見られる課題を解決するため、だれもが高等教育を選択できるよう社会的意識を醸成する必要がある」を追記するべきです。

(3) P. 30 19行め

「児童扶養手当等による経済的支援」はもとより、かつての「正規雇用の夫と専業主婦(パート等も含)と子ども」を前提とした税や社会保障を含む社会全体の仕組みを、個人を基調としたものにつくり替え、だれもが個人として自立した生活を送ることができる社会を整備していく必要があります

4. 子どもを社会をつくっていく主体としてとらえることが必要

こども基本法第11条に「国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。」とあります。最終的には子どもが活動を主導し、おとなが参画していくことが望まれるため

(「参画のはしご」(ロジャー=ハート)) 案件によって、子どもが主体的に政策策定に関わる仕組みを作っていく必要があります。

(1) P.8 35～36行め

子どもが社会に参画できるようになるために意見を持つことが重要ですが、その前提に「聴いてもらえる」と思えることは必要不可欠であるため、「意見を持つことができるようになること」は、「大人を含むまわりが意見を聞く姿勢でいることを前提として、情報にアクセスできるなど子どもが意見を持てるように支援する。」に修文する必要があります。あるいは、P.9の2～6行めを、先に記述する必要があります。

(2) P32 3～5行め

最終的には子どもが活動を主導し、おとなが参画していくことが望まれるため「こども・若者の意見の政策への反映を進める。」の後に「また、政策によっては子どもが活動を主導していく分野を設ける必要がある。」を追記する必要があります。

5. 子どものゆたかな学びを保障する観点から、学校の働き方改革を推進することが必要です。その際、施策の実施主体が学校に位置付けられる場合は、人の配置を含めた財政措置を前提にすることが必須

施策の中には一義的に学校が負う場合が想定されますが、その際、子どものゆたかな学びを保障する観点から、人員配置増等が重要で、そのための予算拡充と一体的に施策を推進することが必要です。

(1) P.24 16行め

「～発揮できるようにしていく。」の後に「特に教職員の長時間労働は、いわゆる『教師不足』の原因にもなっていることから、子どもの学びに負の影響を与えているため、早急に改善をはからなければならない。」と追記する必要があります。

(2) P.38 36行め

(5) 安定的な財源の確保の中に「社会全体での費用負担の在り方を含め、幅広く検討」とありますが、まずは国の教育予算をOECD並みに引き上げることを記載する必要があります。

6. その他

(1) P.15 11行め

「特定分野に特異な才能があるこども・若者」についての支援は、ともに学ぶ権利が保障されるよう、該当の子どもが分けられることにつながらないような施策が求められます。

(2) P.19 7行め

「親子の生活の再開」については、子どもの意見を十分に聞きとり尊重することはもちろん、多角的に判断し、再開後の見守り体制を強化する必要があります。

(3) P.20 29行め～

「こどもが主体的にインターネットを利用できる能力取得の支援や、情報リテラシーの修得支援」という部分は、人権の観点からデジタルシティズンシップ教育の推

進という表記にするべきです。

(4) P. 22 35 行め

悉皆の検査ではなく、あくまでも個別の保護者の判断により行われるべき。

(5) P. 24 12～15 行め

①～③の「本質的な役割」を実現するためには、国連子どもの権利委員会からも勧告されている「過度に競争的な学校システムからの解放」をめざす必要があります。

(6) P. 24 24～25 行め

部活動の地域移行に関しては、「地域の実情に応じて」すすめることが必要で、なおかつ P14 に書かれている体験活動と同様、「機会に格差が生じないように」地域が主体的に推進できる環境を整えるべきです。

(7) P27 28 行め

「高等教育段階の修学支援」について、高等教育の漸進的な無償化にむけての施策を講じることを記載するべきです。また、授業料・入学金等の引き下げ、奨学金はすべて給付型とするなど、具体的な修学支援の内容を加筆する必要があります。